

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

## 1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

### ① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・本市の主な基幹産業である農業は津波被害により、約1,110haの農用地が浸水し、壊滅的な被害を受け、また市内全域においても、地震により、用水路・排水路等の農業施設も破損しているが、本市の復興には農業の復興が最優先となっているため、農地の復旧を図るとともに一部ほ場整備（大区画化）を実施し稲作を中心とした生産性の高い農業を目指す。また、付加価値の高い農業の振興を図るため、イチゴの生産などの施設園芸を推進する。
- ・震災の影響により、農地復旧に時間を要することや風評被害による問題に対応するため、より生産性の高い農業を目指すため農業法人の設立を促し、農業が継続できるように総合的な支援を行う。

### ② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・津波浸水区域のうち、壊滅的な被害を受けた農用地（約210ha）については、土地改良事業（ほ場整備）を実施し、早急な農業の復興と生産性の高い営農を実現する。
- ・津波浸水地区域のうち、既に土地改良事業を実施した農用地（約900ha）については、農業従事者による土砂・ガレキの撤去を行いながら、塩分除去作業及び、用水路、排水路、農道、パイプラインなどの施設復旧事業を実施し、震災前と同様の農業生産基盤を確保する。
- ・震災による本市農業への影響を踏まえ、これからの地域農業を支えていく担い手の育成や省コスト化、農地の保全、農業文化の継承のため、農業法人の設立を促す。
- ・被災した農業従事者は農業再開に関する経済的負担が大きいため、ガレキ撤去作業に必要な機械や農作業再開のためのトラクターなど、農業用機械を準備し、被災した農業者で構成する農業法人へ貸与することで、地域の意欲ある経営体の育成・確保及び、いち早い経営再開を総合的に支援する。
- ・津波浸水区域内で実施していた観光いちご園については、観光業も兼ねており、その経済効果も大きいいため、最新の栽培技術を導入した施設を準備し、貸与することで早期に事業を再開し、経営体制の確保に努める。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

## 2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

### ① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・津波浸水区域のうち、壊滅的な被害を受けた八沢地区、和田地区（約210ha）については、早急な農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、土地改良事業（ほ場整備）を実施する。
- ・津波浸水地区域のうち、既に土地改良事業を実施した岩子地区、新田地区、磯部地区、柏崎地区の農用地（約900ha）については、災害復旧事業を行い、震災前と同様の面積での農業生産基盤を確保する。
- ・優良農地の農用地区域への編入促進や耕作放棄地の解消に向けた取り組み等により、優良農地を確保する。

**② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）**

- ・被災農地は復旧・復興を基本とする。
- ・新たな住宅地の整備箇所については、被災者の意向も踏まえ安全な市の公有地も含めた必要な用地を確保するが、農用地も含む場合は地域農業に極力影響がないようにする。
- ・移転させる住宅地と隣接していた農用地（約30ha）も含めた跡地利用については、津波被害を軽減するための堤防や防災緑地及び、堤防の役割も担う避難道路の整備を行う。また跡地での産業再生を目指す被災者や立地を希望する事業者のニーズを踏まえ、農業、水産業（加工業も含む）、商業、観光業の基盤となる新たなまちづくりを行う。

**③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況**

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

**3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））**

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連	
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積						
A	南ノ入地区	防災集団移転促進事業	住宅地	3.8ha	1.9ha	—ha	—ha	相馬市	H24～H27	1,708人（490戸）	非線引き都市計画区域の用途地域内	I 区域（原釜地区） 面積：21.1ha、 非線引き都市計画区域の用途地域内、 591人（175戸）、 移転跡地：防災緑地・ 商業・観光業用地として使用	
B	刈敷田地区	防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業		6.0ha	1.0ha	—ha	—ha						
C	荒田地区	防災集団移転促進事業		11.0ha	9.5ha	—ha	—ha						
D	細田地区	防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業		2.3ha	0.3ha	0.3ha	—ha				非線引き都市計画区域の用途地域外		II 区域（尾浜地区） 面積：14.8ha、 非線引き都市計画区域の用途地域内、 356人（106戸）、 移転跡地：防災緑地・ 公園・水産業・商業・ 観光業用地として使用
E	磯部中西地区	防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業		1.3ha	0.6ha	0.6ha	—ha						
F	鷲山地区	防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業		7.5ha	6.3ha	6.3ha	2.2ha						

G	明神前地区	災害公営住宅整備事業		0.9ha	0.2ha	0.2ha	—ha					減のための堤防、防災緑地や農業・水産業・商業・観光業用地として使用
												IV区域（蒲庭地区） 面積：6.5ha、 非線引き都市計画区域の用途地域外、 45人（8戸）、 移転跡地：農業・海岸 防災林として使用
計				32.8ha	19.8ha	7.4ha	2.2ha			1,708人 (490戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： A 南ノ入 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水排水については、下水道処理区域内であるため、公共下水道に接続する計画である。</li> <li>・雨水排水については、新たな住宅地整備事業の中で道路側溝を整備し放流する計画である。</li> <li>・新たな住宅地を整備する際は、造成区域から区域外への土砂の流出を防止するよう法面保護の対策を講じる。</li> </ul>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

地区名： B 刈敷田 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・新たな住宅地を整備する際、刈敷田ため池を一部埋立て造成するが、農業に必要な水量は埋め立てしない部分の刈敷田ため池及び一反田ため池及び姥沢ため池で必要な量は確保できる。
- ・刈敷田ため池の造成については、施設管理者である刈敷田江下ため池管理組合と造成に関する計画及び農業に必要な水量の確保について協議し、了承することで平成23年9月28日に調整済みである。
- ・汚水排水については、下水道処理区域内であるため、公共下水道に接続する計画である。
- ・雨水排水については、新たな住宅地整備事業の中で道路側溝を整備し放流する計画である。
- ・新たな住宅地を整備する際は、造成区域から区域外への土砂の流出を防止するよう法面保護の対策を講じる。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

地区名： C 荒田 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・新たな住宅地を整備する際、由沼ため池と荒田ため池の一部を埋立て造成するが、農業に必要な水量は、埋め立てしない部分の荒田ため池及び蕨平ため池で必要な量は確保できる。
- ・由沼ため池と荒田ため池を含む住宅地の造成については、蕨平ため池も含めた施設管理者である原釜ため池管理組合と造成に関する計画及び農業に必要な水量の確保について協議し、了承することで平成24年5月16日に調整済みである。
- ・汚水排水については、下水道処理区域内であるため、公共下水道に接続する計画である。
- ・雨水排水については、新たな住宅地整備事業の中で道路側溝を整備し放流する計画である。
- ・新たな住宅地を整備する際は、造成区域から区域外への土砂の流出を防止するよう法面保護の対策を講じる。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

地区名： D 細田 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・汚水排水については、下水道処理区域内であるため、公共下水道に接続する計画である。
- ・雨水排水については、新たな住宅地整備事業の中で道路側溝を整備し放流する計画である。
- ・新たな住宅地を整備する際は、造成区域から区域外への土砂の流出を防止するよう法面保護の対策を講じる。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- ・土地利用基本計画の森林地域の変更を本復興整備計画に記載している。



地区名： E 磯部中西 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・汚水排水については、合併浄化槽を設置し、排水路へ放流する計画である。
- ・雨水排水については、新たな住宅地整備事業の中で道路側溝を整備し放流する計画である。
- ・新たな住宅地を整備する際は、造成区域から区域外への土砂の流出を防止するよう法面保護の対策を講じる。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

地区名： F 鷺山 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・汚水排水については、合併浄化槽を設置し、排水路へ放流する計画である。
- ・雨水排水については、新たな住宅地整備事業の中で道路側溝を整備し放流する計画である。
- ・新たな住宅地の造成予定地区周辺の農業用排水路使用については、管理者であるそうま土地改良区と造成に関する計画について協議し、了承することで平成24年4月10日に調整済みである。
- ・新たな住宅地を整備する際は、造成区域から区域外への土砂の流出を防止するよう法面保護の対策を講じる。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

平成24年度予定（農用地利用計画の変更）

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・汚水排水については、下水道処理区域内であるため、公共下水道に接続する計画である。
- ・雨水排水については、新たな住宅地整備事業の中で道路側溝を整備し放流する計画である。
- ・新たな住宅地を整備する際は、造成区域から区域外への土砂の流出を防止するよう法面保護の対策を講じる。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

